

悪法も法か

上原行雄

西欧には「悪法も法なり」(Dura lex sed lex.)という法諺がある。dura lex とは「苛酷な法」というほどの意味にすぎないけれども、それが望ましくならぬ法の一例を示すものとすれば、「苛酷な法」を「悪法」として一般化することも許されよう。

この法諺の出典はあまり定かではない。しかし、これとほぼ同じ表現は、すでに古代ローマの法学者ウルピアヌス(Ulpianus)が用いており、いわゆるユステイニアヌス法典の『学説彙纂』(Digesta)に収録されたその著述には、次のような一節が見出せる。“Quod quidem perquam durum est, sed ita lex scripta est.”(その

ことはたしかにとても厳しいが、しかし法律はこのように書かれた⁽¹⁾)。この法諺が示している観念となると、その歴史はさらに古く、たとえば、脱獄の勧めを拒否したソクラテスがこの種の観念をもっていたことは、プラトンの対話篇を通じてよく知られている。

こうして、「悪法も法なり」という法諺ないし観念には古い歴史があるが、それは同時に悪法の法的性格に対する懐疑にも古い歴史があることを物語っている。「悪法も法なり」とは、「悪法も法か」という問いに対する一つの解答にほかならないからである。

そして、事実、紀元前四四一年頃のアテナイで上演されたソポクレスの悲劇『アンティゴネ』(Antigone)は、「悪法も法か」という問いを正面から提起し、それに否

定的な解答を与えているのである。この悲劇はフロイドの心理学用語オイディプス・コンプレックスで名高いオイディプス王の物語の後日譚といふべきもので、オイディプス王の死後、テーバイの王となったクレオンが、兄弟で王位を争って死んだオイディプスの息子ポリュネイクスを憎み、その葬儀を禁じたことに端を発する。オイディプスの娘アンティゴネは禁令を無視してポリュネイクスを弔い、咎められて岩穴で処刑されるが、アンティゴネの婚約者でクレオンの息子ハイモンもそのあとを追って自殺し、さらに、この息子の悲報は王妃の命をも奪うこととなる。クレオンはようやくしてみずからの非を悟るが、ときすでに遅く、妻も子ももうこの世にはいない。劇中、クレオンの面前に連行されたアンティゴネは、禁を犯した理由を次のように申し立てる。

「なぜかと申しますと、そのお布令を出したのはゼウスではないからです。それは神々と一緒にお住まいのディケー（正義の女神）がこの世に立てた法ではありません。また、あなたの御命令が不文で不変の天の掟を人間に破らせるほどの力をもつとも思いませんでした。この掟は今日や昨日だけでなく、

いつでも生きているもので、それがいつできたかを
知る人もないのです。人間の思いがりに恐れをな
してこの掟を破り、神々の前でその責を負うことな
ど私にはできません」。

ここに、悪法論の文字どおり劇的な展開がみられるが、悪法も法かという問題が、さまざまな時代や社会の実定法をめぐって、現実にも提起されてきたことはいうまでもない。現代において、その格好の事例を提供したのが、ナチ体制下の戦時特別刑事令である。これはナチを誹謗した者に死刑という極刑さえ科せうとした苛酷な内容の「悪法」であったが、不貞な妻の告発と証言に基づき、戦時裁判所がナチを誹謗した夫に死刑を宣告した事件について、戦後の西ドイツで、その妻の行為が刑法上の犯罪を構成するとして問題とされ、悪法論が実際の裁判に關連して展開されることとなったのである。悪法も法なりとすれば、被告（妻）は合法的な行為をしたにすぎず、戦時特別刑事令を利用して邪魔になった夫を抹殺しようとした意図は道徳的に非難されるにしても、告発や証言という行為について法律上の責任を問われるいわれはない。他方、悪法は法に非ずとすれば、つまり、戦時特別

刑事令が、その形式的・手続的な合法性にもかかわらず、内容的にみて法としての効力をもちえないとすれば、夫を不当な死の危険に陥れるのに一役買った妻の行為は殺人に手を貸した違法なものともなりうる。戦後の西ドイツにはこの種の事件がいくつもあり、裁判所の対応は必ずしも一様ではないが、正義感に反する戦時特別刑事令の法的効力を否定して、被告を有罪とした例もある。指導的判決と目される一九五二年七月八日の連邦裁判所の判決は、戦時特別刑事令を無効とはしなかったけれども、その適用に違法性があったとし、かかる事態を生ぜしめた妻に対して、やはり有罪の宣告を下した。間接正犯としての殺人未遂（ナチの崩壊により、夫は処刑を免れていた）である。

この事件は学界にも波紋を投げかけ、ハート（H. L. A. Hart）とフラー（Lon L. Fuller）の論争をまきおこした。オックスフォード大学の法哲学（Jurisprudence）の教授ハートが、悪法も法なりとする立場から、妻に対する非難は道徳の域内にとどめるべきであると主張し、妻に法的な責任を負わせた判決を批判したのに対して、ハーバード大学の法哲学の教授フラーは、道徳性の片鱗

もない戦時特別刑事令が法として無効なことは明らかであると反論した。

すでに予想されるように、悪法も法かという問題についてこれまで示されてきた解答は、二つに大別できる。その一つは、右に述べたアンティゴネやフラーが示唆するもので、形式的・手続的には法としての体裁を整えていようと、それが法たりうるのは内容的な正しさ・道徳性によってであり、これを欠く悪法はもはや法ではなく、人々にその遵守を義務づけることはできないという解答である。

ヨーロッパ大陸諸国の言語では、広義の法を意味する言葉、*jus*（羅）/*droit*（仏）/*Recht*（独）/*diritto*（伊）/*derecho*（西）/*pravo*（露）などは「正しき」という意味をももち、したがって、「悪法」とは一種の形容矛盾ともなりうるが、こうした語感も別としても、この種の解答は、法と立法権者の恣意とを区別し、法による正義の実現を希求する人間的心情に合致するものといえるであろう。わが国のかつての治安維持法なり、捕虜の虐待を指示する上官の命令なりについて、この解答

を是としたいと考えた人の数は決して少なくなかったと思われるのである。

しかし、これまでのところではあえて不問に付してきしたが、悪法か否かの判断は果たして一義的に下されうるものであろうか。換言すれば、万人に共通の善・悪、正・不正の基準というものがありうるであらうか。この問題についてはあとでまたふれるが、少なくとも経験に即して考える限り、そうした基準が時代、社会、人によって異なりうることを否定するのは困難であらう。戦時特別刑事令にしても、ナチの指導者とかれらを熱狂的に支持したドイツの民衆にとつては、第三帝国という最高の道義態を歴史的に実現する正義の法であったに違いない。悪法は法に非ずとする解答は、ここに大きな難点を露呈する。もしも、悪法か否かの判断が人によって異なりうるすれば、そして、それにもかかわらず、西ドイツの裁判例にあったように、悪法は法に非ずという立場を貫徹するとすれば、人々は合法的な行為にいつか違法の烙印を押される危険に絶えずさらされ、社会の秩序は途方もなく混乱せざるをえないであらう。こうして、バクーニン (Bakunin) やネチャーエフ (Netchaev) に

みられるような極端なアナキズムを容認するのではない限り、悪法は法に非ずという解答には、悪法か否かを判定する客観的な基準が不可欠の前提として要請されることとなる。そして、かかる要請に応えるものとして呈示されてきたのが、ストア哲学以来の自然法 (Lex naturalis, natural law) の観念にほかならない。自然法に關しても、その内容は必ずしも一様ではなく、認識論上の難点は依然として解消されないけれども、人為を超越した自然に内在し、したがって、人為の恣意性・相対性を免れた普遍的・絶対的な自然の法というこの観念によって、悪法は法に非ずという解答は観念的あるいは心理的な支えを獲得するのである。

悪法も法かという問題に対するもう一つの解答は、「悪法も法なり」という法諺が示すように、当該社会の立法権者が所定の手続で定立した法は、その内容の是非にかかわらず、法としての効力を有するといった類いのものである。そこでは、宗教規範や道德規範の存在まで否定されるとは限らないが、自然法のように、実定法の法としての効力を左右する規範は否認されざるをえない。したがって、この種の解答は、実定法 (positive law)

のみを法とする立場、つまり、法実証主義 (legal positivism) の見解として特徴づけられてきた。

自然法論に立脚する第一の解答とは違って、この第二の解答が法秩序を維持する上で都合なことはいうまでもないであろう。しかし、他面において、それは正義の観点を欠落させ、悪法の強権的な支配を容認することにもなりかねない。なるほど、立法者の恣意を抑制し、悪法を是正する手立てを幾重にも用意している近代社会の民主的な政治機構のもとでは、この第二の解答にまつわる危険は、専制制の場合にくらべて、はるかに少ないともいえる。そして、ここでは、悪法は法に非ずとして法秩序の混乱を招くよりも、悪法も法なりとしながらその是正をはかる方が、多くの場合、得策でもあろう。しかし、ワイマール体制という高度に民主的な政治機構のもとでナチの支配が合法的に成立したことを想えば、このようなオプティミズムに安住しきることも許されないとすべきであろう。しかも、そこで反体制的な言動を有無をいわず制圧したのは、「悪法も法なり」のドイツ的表現たる「法律は法律だ」(Gesetz ist Gesetz) という観念にほかならなかったのである。

二

悪法も法かという問題については、大別すると以上のような二つの解答が示され、法実証主義の倫理的無節操を非難する自然法論と自然法論の形而上学的思弁を批判する法実証主義との対立が悪法論の歴史を、したがって、法の観念の歴史を形成してきたが、本稿の課題は、そのいずれか一方に軍配をあげることではない。さしあたって重要なのは、むしろ、悪法も法かという問題そのものを分析し、そこで問われているものは何かを検討しておくことである。なぜなら、悪法も法かという問いには、悪法も法と呼ぶべきか否かという定義の問題と悪法にも従うべきか否かという実践の問題とが含まれ、それぞれの解答には別個のアプローチが要求されると考えられるからであり、しかも、この区別を曖昧にしてきたところに、従来の悪法論にみられる必要以上の議論の紛糾と相互の反発の要因があると思われるからである。⁽⁵⁾

もとより、これまであげてきた具体例からも明らかのように、悪法の深刻な争点が悪法にも従うべきかという実践の問題にあることは疑うべくもないであろう。しか

し、だからといって、悪法も法かという問いに含まれる定義の問題をなおざりにすることが許されるわけではない。やがて明らかになるように、言葉の定義という一見トリヴィアルなこの問題は、理論的にはもちろんのこと、実践的にも、少なからず重要な意味をもつものなのである。

(1) 定義の問題 悪法も法と呼ぶべきか否かという定義の問題に答えるには、この場合の定義——名目定義 (nominal definition) ——がどのような性質・機能をもつかを検討しておかなければならない。

この種の定義の例として、法律でしばしば用いられる定義規定をあげることができるが、たとえば、道路交通法の第二条は、「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」として、自動車を次のように定義する。「原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車以外のものをいう」(第九号)。

この定義について、それが正しいか間違っているか、倫理的な正邪との混同を避けるために別の表現を使えば、

それが真か偽かを問うことができるであろうか。真偽の概念についてもさまざまな見解があるけれども、科学的認識にとって有用な真偽とは、ある現実の事態についての言明が、当の事態と対応しているか否かを判定する概念であるとすれば、つまり、ポーランドの論理学者タルスキ (Alfred Tarski) が用いた有名な例でいえば、現実の雪について「雪は白い」という言明があった場合に、雪が実際に白ければ、この言明は真、白くなければ、この言明は偽であるとして、現実の世界に関するわれわれの認識を進める上で価値のある情報と価値のない情報とを判別する概念であるとすれば、この自動車の定義について真偽を問うのが無意味なことは明らかであろう。それは現実の自動車がどうなっているかについての言明ではなく、自動車という言葉の用法についての約束をしているにすぎないのである。この定義によれば、架線から供給される電力で運転するトロリーバスは自動車でないことになるが、だからといって、道路交通法が自動車について偽なる間違った定義をしているということにはなるまいし、トロリーバスを含むような自動車の定義が真なる正しい定義となるわけでもない。つまり、論理学の

用語でいえば、定義には真値がないのである。そして、この自動車の定義が、いかなるものを自動車と呼ぶべきかという問いに対する一つの解答でもある以上、悪法も法と呼ぶべきか否かという問いにも正解はありえないのである。

もっとも、この種の定義について、一切の評価が成り立たないわけではない。言葉をあらためて定義するには、それなりの目的があるに相違ないが、この定義の目的との関連で、ある定義が適切か否かを評価することは可能であり、また、必要でもある。道路交通法における定義の目的が、道路交通の安全と円滑をはかる法的規制の対象を特定することにあるとすれば、架線によって当然に走行が制約されるトロリーバスを除外した自動車の定義は、日常的な用語法との違いにもかかわらず、適切な定義であると評価することができよう。

では、法の定義として、悪法も法なりとするのと悪法は法に非ずとするのでは、いずれが適切であろうか。法という言葉の一般性からみて、この場合の定義の目的は法学の認識対象を設定することにあると思われるが、それ以上の特殊な目的となると必ずしも定かではない。

しかし、いずれにせよ、法という言葉が指示する対象を画定することと無縁な目的は考えられない以上、この場合の法の定義の適否は、それがどれほど明確に対象を画定しているか、換言すれば、それが対象の画定を阻害する要素をどこまで排除しているかといういわば最低限の基準によって判定されることとなる。⁽⁶⁾

このような観点からすれば、悪法も法なりとする定義と悪法は法に非ずとする定義のいずれが適切かは、何が悪法かについて大多数の人々が共通の判断をもちうるか否かに大きく依存せざるをえない。それが可能であるとすれば、対象の画定という点では差し当たりいずれの定義にも優劣はつけ難いが、それが不可能であるとすれば、悪法も法なりとする解答が決定的な優位に立つ。この場合、善悪を問わずに法を定義することは、それだけ対象の画定を阻害する要素を排除することになるからである。

悪法にも従うべきかという実践の問題をあえて分離して、もっぱら法学の対象領域を確定するという意図のもとに、悪法も法なりと論じた法実証主義者は実際にも少なくない。その代表的な例として、古くはオーステイン(John Austin)、最近ではケルゼン(Hans Kelsen)や

ハートの名をあげることができよう。ハートによれば、「これは法である、しかし、それはあまりにも邪悪なので、適用も服従もできない」という言明こそ、法実証主義を特徴づけるものなのである。この種の法実証主義の立場からすれば、立法者が定立した法は、その内容の善悪にかかわらず、すべて法として把握され、したがって、立法者はいかなる内容の法も定立できるといふことにもなるが、それは悪法を倫理的にも是認し、その遵守を約束するものではない。この点で、法実証主義を立法者万能論として特徴づけることは必ずしも適切ではない。従来(8)の悪法論にしばしばみられるように、それが法実証主義を一種の倫理的ニヒリズムと同一視させ、法実証主義に対する必要以上の反発を招く曖昧な表現だからである。そして、右に名をあげたオースティン、ケルゼン、ハートに限らず、思想家としての法実証主義者のほとんどは、こうした倫理的ニヒリズムとは無縁であったと思われるのである。

もっとも、主観的には単なる法の定義でしかないものが、一定の人間によって一定の状況で言明されると、客観客には実践的な機能を果たすこともありうる。「法律

は法律だ」という単なるトートロジーが強圧的な支配を正当化し、人々を屈服させる機能を営みえたのとまったく同様に、「悪法も法なり」という定義が、場合によっては、悪法への服従を勧誘あるいは強要する結果になることは容易に想像できるであろう。一般的にいって、単なる定義が実践的效果を発揮することは決して少なくないのである。たとえば、「勉強しない人間は、もはや学生ではない」という言明は、定義論の観点からみれば、学生という言葉にやや独特の定義を与えたにすぎないが、この言明に接した素直な学生は、勉強に励もうという気(9)を起すに違いない。しかし、このような事実は、論理的あるいは社会心理学的に興味ある課題を提起することにはなっても、定義の問題と実践の問題とを理論的に区別することまで否定する根拠とはならない。むしろ、それは両者の区別の必要性を示唆するものといつてよい。なぜなら、学問的要請に基づく定義に対してはその目的論的な適否の吟味が、実践的意図の仮装にすぎない定義に対してはそのイデオロギー批判がそれぞれ必要だとすれば、定義と実践の自覚的な区別は不可欠の前提となる筈だからである。前者の定義を实践的意図の表明と誤解

して非難し、後者の定義を文字どおりの定義と錯覚して安心することは、理論的にも実践的にもあまり得策ではない。

(2) 実践の問題 悪法にも従うべきか否かという実践の問題に対する解答は、その実践的態度決定が合理的な根拠をもつと仮定する限りにおいて、善悪の絶対的かつ客観的な基準の有無に大きく依存する。善悪の絶対的な基準が客観的に存在し、しかも、それが認識可能であるとすれば、その基準に反する悪法にも従うべしという結論はありえないであろう。逆に、そのような基準が認められないとすれば、悪法か否かの判定は各人によって異なり、その実践的態度決定も各人各様とならざるをえない。そして、それぞれの解答は当の本人に当てはまるにすぎない。

法思想の歴史をひもとけば明らかなように、ヨーロッパでは、善悪という価値の客観的実在を認める価値客観主義がいわば主流的地位を占めてきた。しかし、前にもふれたように、そこには、認識論的にみると大きな難点がある。すでにプラトンやアリストテレスの哲学体系の

中で展開され、ストア哲学以来、主として自然法論として今日まで受け継がれてきたこの価値客観主義について、ここで周到に論ずる余裕はもとよりないけれども、たとえば『国家』(Politeia)のプラトンによって代表される直観的な価値認識が単なる独断と区別し難いということとは否定できないであろう。あるいは、「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い」(最高裁昭和二三年三月一日大法院判決・刑集二卷三号一九一頁)といった価値判断はほとんど自明の理として一般に承認されるかもしれない。しかし、「われに自由を与えよ、しからずんば死を与えよ」というパトリック・ヘンリー(Patrick Henry)の有名な言葉を想い起せば、その自明性も動揺せざるをえない。自由か死か、一人の生命か全体の福祉か、国際正義か国際平和かというように二者択一が迫られる状況においては、それ自体として自明な筈の価値についてあらためて根拠が問われ、そこでの解答が直観にのみ依存するとすれば、その価値認識がやはり独断的性格をもつことが露呈されるのである。科学的認識の発達に伴って、価値客観主義も装いをあらため、経験的に認識可能な人間本性、社会的事実、歴史法則などに価値

基準を求めることが多くはなつた。しかし、すでにムーアが指摘したように、⁽¹⁰⁾そこで主張される事実が経験的に確認されたとしても、その事実を価値の基準とするには、いわゆる自然主義的誤謬 (naturalistic fallacy) を犯さざるをえない。さもなければ、事実に価値が内在しているというアニニスティックな、あるいは、神学的な世界観を前提することとなるが、かかる世界観が少なくとも学問的に容認し難いことはいままでもないであろう。

かりに、あらゆる形態の価値客観主義について、この種の批判が成立しうるとすれば、客観的価値基準の存在を否定する価値主観主義に立脚せざるをえないこととなるが、ここでは、悪法にも従うべきか否かという問題についての正解もまた断念しなければならぬ。その実践的態度決定は、結局のところ、各人の決断の問題に帰着することとなる。しかし、ここであえて付言しておきたいのは、このような価値主観主義が必ずしも価値ニヒリズムと同一ではないということである。むしろ、それは各人が確固とした価値観を形成・堅持することを要請するともいえる。なぜなら、この価値主観主義の立場からすれば、いつかは人々が客観的に実在する価値に目覚

めると期待することも、やがては客観的に実在する価値がおのずから顕現すると待望することもありえず、望ましいと考える価値はみずからの実践を通じてのみ実現されるものだからであり、また、現実の社会がいかなるものとなるかは、ひとえに、各人がどれだけ合理的な価値観を形成し、どこまで有効適切な実践的努力をするかにかかっているからである。そして、これとは逆に、認識論的根拠のない価値客観主義をいたずらに信奉することは、実際には特定の人間に善悪の認定権を委ね、その支配に隷従することとなる。ここでは、何が悪法か、それにどう対処すべきかという問題の解答は一律に示され、ある種の団結と秩序が形成されるかもしれないが、このような団結と秩序こそ、価値ニヒリズムを土台にするものといふべきであろう。そして、かかる善悪の認定権者が政治権力を掌握すれば、もっとも強力なモナキアあるいはオリガークイが成立する。しかし、その信奉者にとつては、悪法の問題はもはやない。そこでは、すべてが正義に適った法として示されるに相違ないからである。

(11) 柴田光蔵『ローマ法の基礎知識』、有斐閣、一九七三

年、一〇四頁の引用と訳文による。

(2) 『アンティゴネ』には呉茂一の邦訳(世界文学体系2、筑摩書房、一九五九年、所収)があるが、この引用は下記H. W. 筆者の訳。Sophocles—The Plays and Fragments——, Transl. by Sir Richard Jebb, Cambridge, 1928, Part III, pp. 88—91.

(3) これらの事件については、次に述べるハートとフラーの論争を含めて、宮沢俊義「悪法と裁判」(同著『法律学における学説』有斐閣、一九六八年、所収)が的確に紹介・論評している。次の文献も参照。Wolfgang Friedmann, Legal Theory, 5 ed., London, 1957, pp. 39—40, p. 350 et seq.

(4) 英語でも、「権利」を意味する right が「正しい」という意味をもつことは周知のところであろう。因みに、以上の言葉はさらに「右」をも意味する。M・ガードナーが指摘しているように、多くの言葉は古来右を優遇し、左を虐待してきた。英語の sinister と dexterous はそれぞれラテン語の左と右に由来し(もともと、これは占いをする際に南面すれば左が吉、北面すれば右が吉とされたことと関連し、ローマとギリシアでは逆になっていたらしい)、フランス語の gauche は「歪んだ」をも意味し、ドイツ語の linksch は「左よまな」をも意味する。「左遷」はこうした用例に合致するが、「右大臣」と「左大臣」は例外、「右翼」と「左翼」は?——どちらともいえない。なお、犯罪人

類学で有名なロンプロローゾは、犯罪人については左利きの割合が多く、左利きは生来犯罪に走りやすいという説を唱えた。参照、坪井忠二・小島弘訳、M・ガードナー『自然界における左と右』(Martin Gardner, The Ambidextrous Universe—Left, Right, and The Fall of Parity——, 1964) 紀伊国屋書店、一九七一年、一〇六—七頁、一七頁。

(5) ここで、定義という操作そのものについて論理学上ないし哲学上の見解の対立があることをこわっておかなければならない。悪法も法かという問題には悪法も法と呼ぶべきか否かという定義の問題も含まれるとしたのは、定義とは言葉の意味を定める操作であると解してのことであるが、このように、言葉あるいは名称(nomina)が指し示す対象を限定する操作は名目定義(nominal definition)といわれる。ところが、アリストテレス以来の伝統的見解にしたがえば、学問的に重要な定義とは、単なる名目定義ではなく、事物の本質を規定する実質定義(real definition)であるとされる。近年では、この実質定義が成立するために必要な事物の本質の認識あるいは識別の可能性について根本的な疑問が提起され、名目定義のみが真正な定義とされる傾向が強いが、実質定義に固執する議論もないわけではない。この実質定義の観点からすれば、悪法も法かという問題はまさに法の本質の問題であり、法の本質を認識しさえすれば問題は一挙に解決するということにもなる。し

たがって、本稿が法の名目定義を問題にすることは、定義論に関して基本的にノミナリズムの立場をとることになるが、その是非についてはここで抽象的に論議することは差し控えておきたい。当人は、以下の分析と論述を通じて、こうした観点からのアプローチの有効性を示唆したいと考えるからである。なお、定義論上のさまざまな見解については、加藤新平「法」の概念規定についての若干の論理学的方法論的考察」(日本法哲学会編『法の概念』、有斐閣、一九六三年、所収)、実質定義の批判的検討に関しては、碧海純一『法哲学概論』、弘文堂、新版全訂第一版、一九七三年)を参照。

(6) 碧海純一『法の概念』についてのおぼえがき」(日本法哲学会編『法の概念』、有斐閣、一九六三年、所収)は、この基準を「定義に際してはコントロヴァーシャルな性質は除外すべし」という準則として強調している。

(7) H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, Oxford Univ. Press, 1961, p. 203.

484

(8) cf. Hans Welzel, *Naturrecht und Rechtspositivismus*, in *Naturrecht oder Rechtspositivismus?* hg. von Werner Maihofer, Hermann Genter Verlag, 1962, S. 333.

(9) このように説得的効果を意図した定義の変更は、ステューヴンソンによって説得定義 (persuasive definition) と名付けられ、その構造が分析されらる。cf. Charles L. Stevenson, *Ethics and Language*, Yale Univ. Press, 1945, Chap. IX.

(10) cf. G. E. Moore, *Principia Ethica*, Cambridge, 1903, Sec. 67. 次に述べる自然主義的誤謬の厳密な再構成については、碧海純一、前掲書、二八九頁以下を参照。
(一橋大学教授)